決裁	議長	局長等	次長	リーダー	担当	合議
	西田	井上	原	員		山内 井上

写

養監第 84 号
令和6年2月22日

養父市議会議長　西田　雄一　　様

養父市監査委員　津　崎　智　宏　　養父市監査委員代表監査委員之印

養父市監査委員　田　路　之　雄　　養父市監査委員之印

財政援助団体等の監査結果について（報告）

地方自治法第 199 条第7項の規定により、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

養議第 524 号
6.2.22
兵庫県養父市議会事務局

令和５年度
財政援助団体等監査結果報告書

やぶパートナーズ株式会社

令和６年２月

養父市監査委員

第１　監査の種別

財政援助団体監査（地方自治法第 199 条第７項による監査）

第２　監査の対象

（１）所管部局

経営企画部　経営政策・国家戦略特区課

（２）対象団体

やぶパートナーズ株式会社

（３）監査の範囲

出資団体の経営状況及び令和４年度の執行にかかる出納、その他事務

第３　監査実施日

令和６年１月 29 日（月）

第４　監査の概要

会社が設立目的に沿って運営されているか、経営成績及び財務状況は良好か、出資金が目的に沿って適正に使用されているか、経営処理は適切か等に主眼をおき、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿と照合して調査を行い、必要に応じて関係職員から説明を徴取するとともに、現地調査も含めて実施した。

（１）監査内容

ア　経営企画部関係

１　出資目的及び出資金額

２　株式又は出資による権利の財産台帳登録、決算書類への表示

３　株券の保管状況

４　出資者としての権利行使

５　出資団体の経営成績及び財政状態の把握と適切な指導監督

６　その他財政援助団体等監査に必要な事項

イ　会社関係

1　定款、経理規程等諸規定の整備

2　設立目的（出資目的）に沿った事業運営

3　決算諸表等作成に係る法令等の準拠

4　事業成績及び財政状況の決算諸表等への表示

5　経営成績及び財政状況

6　人件費の内容及び金額

7　関係諸表の整備、記載、領収書等証拠書類の整備と保存

8　資金の運用及び経費削減状況

9　その他、財政援助団体等監査に必要な事項

第５　監査の結果

1　会社の状況

やぶパートナーズ株式会社は、平成25年５月に養父市の100％出資によって設立された地域公共会社である。市内小規模事業者を下支えし、起業・第二創業に繋げるイノベーション事業や、荒廃農地の拡大を防ぎながら、新規作物の産地化や農産物の販路を拡大する事業等を通じて養父市を持続可能な地域にすることなど多くの期待のもとに出発した。第10期（令和４年４月31日～令和５年３月31日）の決算額については、以下のとおりである。

①　賃借対照表　（単位：千円、％）

資産の部			負債の部		
科目	金額	前年比	科目	金額	前年比
流動資産	13,176	82.6	流動負債	4,580	67.4
固定資産計	1,221	280.0	固定負債	0	0
有形固定資産	942	574.3	負債計	4,580	67.4
その他固定資産	279	103.0	純資産の部		
資産の部計	14,397	87.8	資本金	20,000	100.0
			利益剰余金	△10,183	2.1
			純資産合計	9,817	102.2
			負債・純資産合計	14,397	87.8

②　損益計算書　（単位：千円、％）

科目	金額	前年比	科目	金額	前年比
売上高計	51,995	98.1	販売費及び一般管理費	42,868	109.4
売上高	47,792	97.0	営業収益	162	3.3
その他営業収入	4,203	112.5	営業外収益	237	76.3
売上原価計	8,965	101.2	経常利益	399	7.6
売上原価	10,902	106.6	税引前当期純利益	399	7.4
期末棚卸高	△1,937	141.6	法人税、住民税及び事業税	185	100.0
売上総利益	43,030	97.5	当期純利益	214	4.1

２　活動状況

第 10 期は、新型コロナ蔓延の終息を見込み種々の売上増加策を講じたが、棚田米の販売不振や豊中市に設置したアンテナショップ「やぶや」の営業終了等厳しい状況が続いた。しかしながら、全国各地で商談会や即売会の開催が復活してきたことから、これらのイベントに積極的に参加し朝倉山椒の加工品を中心に販路拡大に努めた。また、市内道の駅等の販売強化のため、ポップや品揃えの見直しを行った結果、市内での売上は 39%増となったほか通信販売商品、ふるさと納税返礼品の充実を図った。一方、養父市からの受託業務のうちふるさと納税事務受託部門は、納税件数、納税額が大幅に減少したことから、手数料収入が対前年比△3,692 千円、31,133 千円と激減した。

３　監査意見

（1）　ガバナンス体制について

当社は、取締役、産業環境部長、経営政策・国家戦略特区課職員等を対象に役員会を毎月開催しているが、内容は当社の営業活動に関する月ごとの報告や協議が中心となっており、次のようなガバナンス上の課題の協議がされていない。

ア　当社は令和４年７月に、会社法第 319 条に基づき、株主総会決議を省略して定款変更を行っているが、株主である養父市からの書面による同意が確認できなかった。今後においては、同条第２項に基づく同意書面を徴求のうえ保管されたい。

イ　当社はガバナンス体制及びコンプライアンス体制を強化するため、平成 28 年 12 月に監査役を設置しているが、監査役は会計監査のみ行っている。設置目的であるガバナンス体制等の強化に資する監査についても実施されたい。

ウ　当社は、令和元年７月に、当社の監査役が代表を務める会計士事務所と税理士業務に関する顧問契約を締結し、会計元帳・試算表の作成、決算処理等を委嘱している。自身が代表を務める事務所が作成した計算書類を自らが監査する体制にあっては、牽制機能の確保に努められたい。

（2）　財務状況について

当社は、平成 28 年度末における利益剰余金がマイナス 36,800 千円となり、16,800 千円の債務超過に陥っていたが、平成 29 年６月の代表取締役の交代を機に、令和４年度末の利益剰余金はマイナス 10,183 千円にまで縮小し、財務内容の改善が図られている。

しかしながら、財務が改善した主な要因は、平成 29 年度以降の当市からの経営委託料の受領によるもので、売上高の大半を市からの事務受託が占める経営体質は変わっておらず、未だ経営再建の途上にある。

（3） 事業運営について

当社は、平成 25 年 5 月に、公共的な課題（地域振興、地域経済活性化、事業者支援、特産品の販路拡大等）を企業的手法によって解決するために設立されたものである。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症蔓延などにより、地域の課題解決に繋がる農産物、加工品、その他の売上割合は 26%（令和元年～４年平均）に留まっており、設立目的が十分に果たされていない状況にある。

今後においては、引き続き健全経営に努め、設立目的に沿った事業運営を拡充し、地域公共会社として地域課題の解決に努められたい。